下請法って何？

◆中小の負担軽減へ改正／不公平な取引防ぐ

Q－下請法ってどんな法律なの。

Ａ－簡単に言うと、大きな会社が小さな会社に対して、物の製造や修理、ソフトウエア開発、サービス提供などの業務を委託する際に、不公平な取引をしないようにするための法律です。例えば、代金を遅れて支払う、無理な値引きを要求する、といったことを禁止しています。この下請法が５月に改正され、２０２６年１月１日から施行されます。

Q－なぜ改正されるの。

Ａ－最近、物やサービスの価格が上がっていますが、下請けの中小事業者は原材料費やエネルギーコストが上がっているのに、元請けの親事業者から受け取る代金にコスト上昇分を上乗せすることができず、利益が削られる要因となっています。

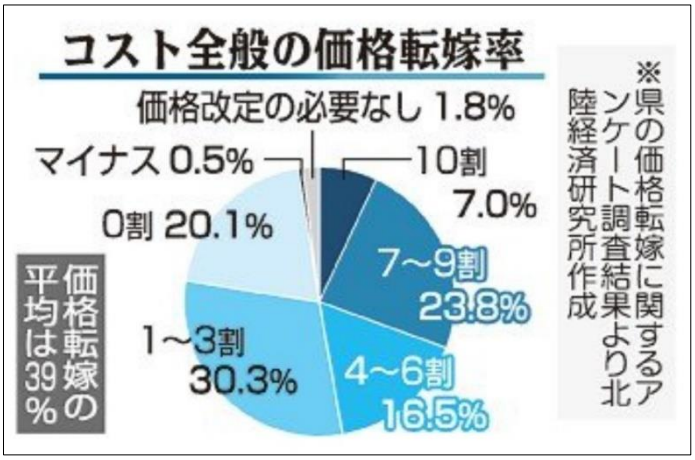

富山県が実施したアンケートによると、コスト上昇に対する価格転嫁率は３９％でした。調査時期や手法は多少異なりますが、全国の調査結果でも４９・７％にとどまっており、価格転嫁は不十分な状況です。

そこで、対象取引を追加するなど法律を改正して、ルールを厳しくすることになったのです。

Q－具体的にどう変わるのかな。

Ａ－まず、法律の名称を「下請法」から「中小受託取引適正化法」に変え、上下関係を連想させるような「下請」という言葉をなくしました。そして、大きな会社が「一方的に」値段を決めることを禁止しました。コストが上がっているのに、話し合いをせず、価格を据え置くことができなくなります。

また、手形などでの支払いが禁止されます。政府は２０２７年３月までに紙の手形・小切手を廃止し電子化する方針ですが、中小受託取引（下請取引）においては、２０２６年１月までに電子的な手形（電子記録債権など）も含め、支払日までに代金を満額受け取れない取引が禁止されます。このほか、運送業務でこれまで問題視されてきた「契約にない荷役（荷物の積み卸し、仕分け、検品など）」や「長時間の荷待ち」を無償で行わせることも禁止されます。

今回の法改正をきっかけに、会社間の取引が公平に行われ、価格転嫁が進むことで、賃上げにも繋がることが期待されています。

（この連載は北陸経済研究所の田中秀和が担当しました）